

# 次期水道料金のあり方

# 1 第3回審議会 主要意見

## 第3回審議会 主要意見について

---

### ア 料金の負担のあり方について

- ・市場では、一般的に「大量に購入すると単価は安くなる」が、公共的な観点で水道料金では少量使用者への配慮から単価を抑えている部分がある。水道料金の原価割れが生じている現状においては、少量使用者の負担増はやむを得ない。
- ・負担能力のあるものが負担するべき。
- ・負担能力のあるものが負担するのが公平であるという「租税の原理」の考え方もある一方で、水道料金の場合は、利用に応じて負担していくことが水道法の原理であり、受益者負担が原則である。
- ・事務局案では、受益者負担の公平を主張しているが、社会的な公平の観点から弱者にどのような目配りがあるのか。

## 第3回審議会 主要意見について

---

### イ 逡増度について

- ・大口使用者から、現状の水道料金が高いという声が無いにも関わらず、逡増度を緩和する必要があるのか。
- ・水道拡張期に導入された逡増制の目的は、維持管理のコスト（負担）においても同じ意味があるのではないか。
- ・民間企業等は、コストをいかに下げるかということを常に考えている。水道料金はコストであるため、水道事業者は、井戸提供業者と競争関係にあり、供給業者を変えられてしまうリスクを考慮し、水道料金を決めていく必要がある。

### ウ 料金改定の周知について

- ・料金の改定を説明する際には、市民へ分かりやすい資料や説明方法を用意してほしい。

## 第3回審議会 主要意見に対する事務局の考え

### ア 料金の負担のあり方について

- ・水道事業は、公営企業の独立採算の原則のもと、利用者のみなさんの料金で支えられている事業です。そのため、日本水道協会料金算定要領に基づき、適正な原価に見合った料金水準と公平な料金体系により、公正妥当な料金とする必要があります、今回審議いただいているものです。
- ・算定要領に基づくなかでも、本市の水道事業の状況と他市の状況は異なるので、例えば一般財源の繰入の収入面の違いや、逓増制の従量料金体系など本市の判断により決定しているものです。
- ・現行の本市の料金体系は、20mm口径を中心とする家庭の利用について、とりわけ少量利用の料金については、原価を下回る低廉な料金区分を設定しています。今回の改定案（事務局案）においてもその基本の変更はありません。

## 第3回審議会 主要意見に対する事務局の考え

### イ 逓増度について

- ・ 現行の本市の従量料金は、水道の普及促進、多量使用の抑制等を趣旨とする逓増制を採用しています。人数が多い家庭など使用水量が増加するほど料金は高くなり、料金単価の差を示す逓増度は3.67です。
- ・ 現在、水道普及率は99.98%に達するとともに、人口減少等により水需要は減少傾向にあり、逓増制が担ってきた役割は相対的に小さくなっています。
- ・ また、利用の大半を占める小口径の料金収入は給水原価を下回り、その不足分は大口使用者が補う構造となっています。従量料金収入全体の40%弱は大口使用者が占めるものの、その水利用は減少傾向にあり、逓増度の高い料金体系の元では、利用の抑制や地下水などへの転換がすすむ懸念もあります。
- ・ 大口使用者の水需要の減少が、水道事業収益に及ぼす影響は大きく、過度な料金負担の偏在は安定的な経営にとって課題です。
- ・ こうしたことを踏まえ、負担の公平性や安定的な収益を確保する観点から、逓増度の緩和の視点を含めた料金改定の必要性はあると考えます。

## 第3回審議会 主要意見に対する事務局の考え

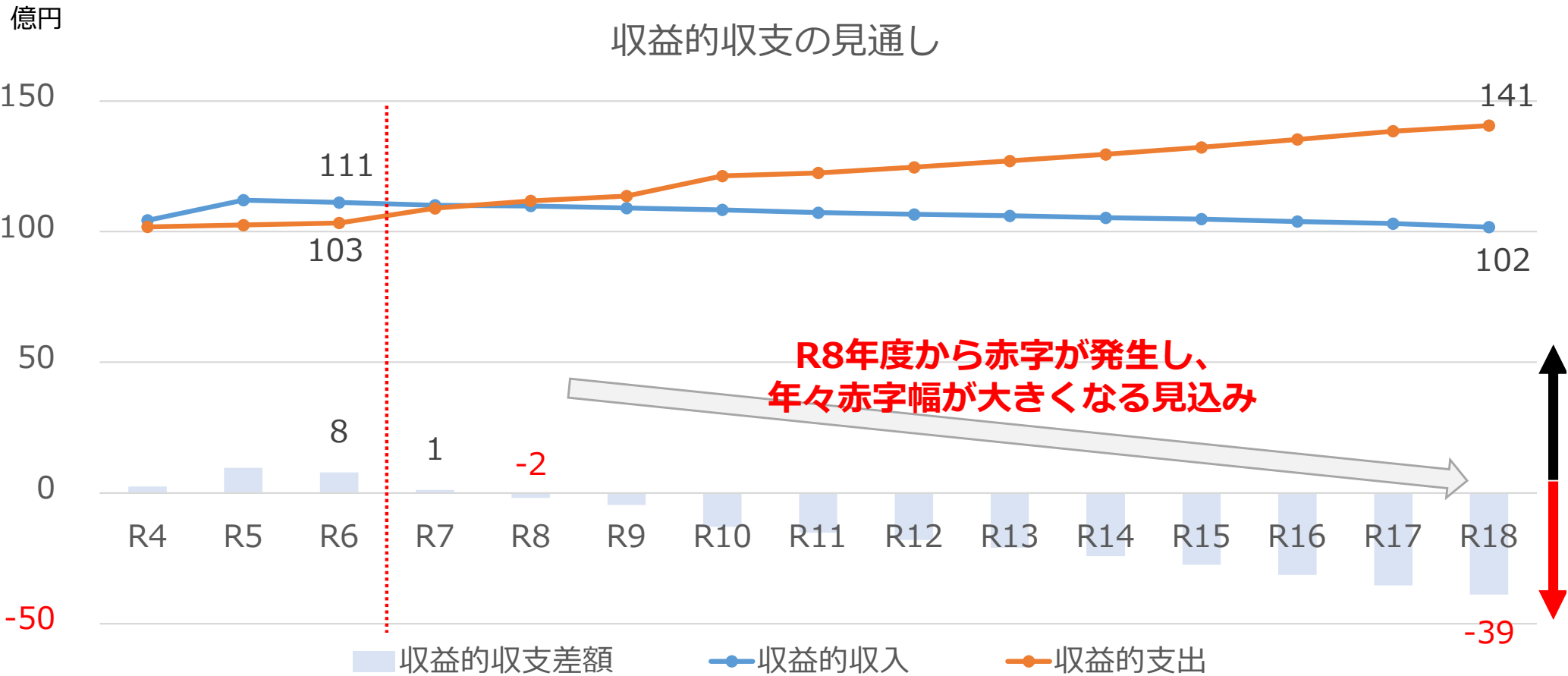
### ウ 料金改定の周知

- ・水道事業の現状については、今年度様々な取組で周知を図っています。
- ・検針に合わせて水道利用者各戸へのちらし配布、支所等16か所への巡回パネル展示、イベント時のブース出展、CATVとよたNOW特集の放映など
- ・今後も、わかりやすい説明に取り組んでまいります。

## 2 料金改定の必要性

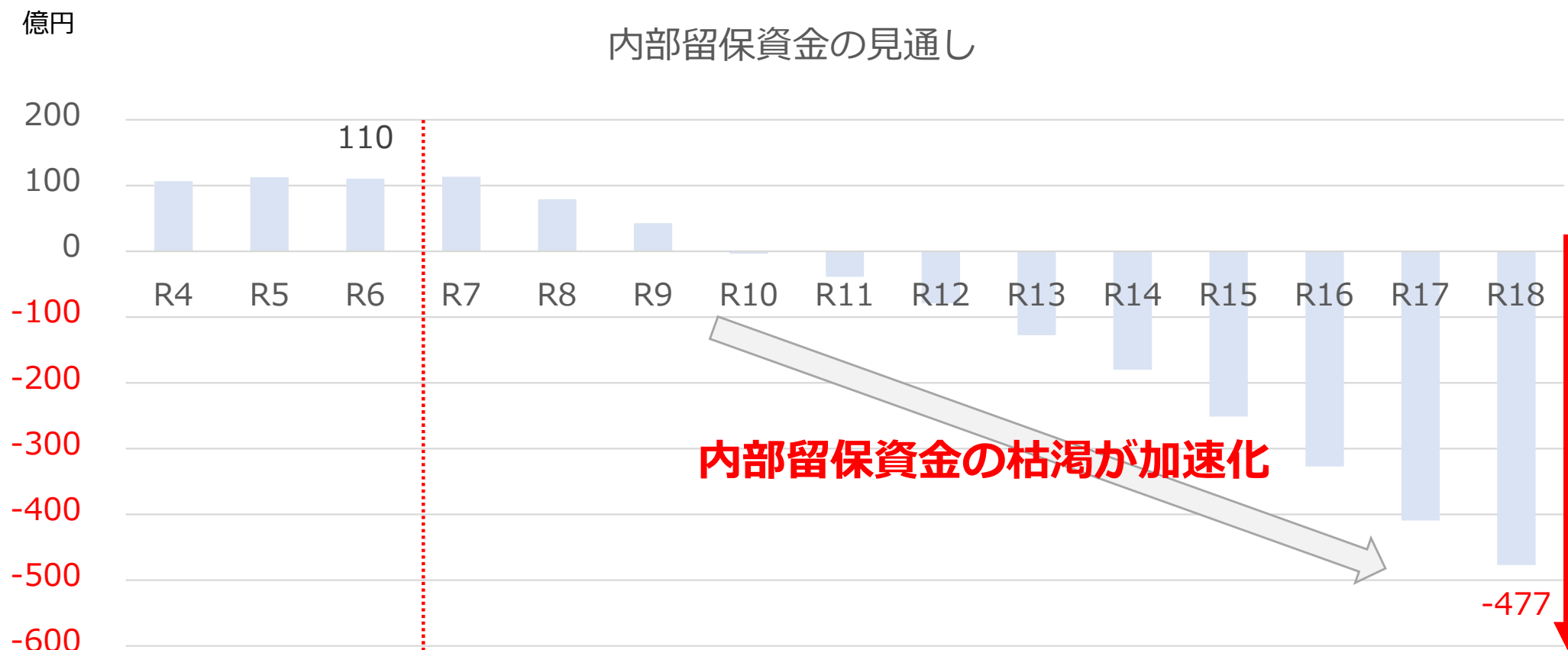
(ア)収益的収支の見通し

- ・ 令和 4 年度に本市は水量料金を 5 円／m<sup>3</sup>値上げしたが、その後の県水の値上げ（令和 6 年度及び 8 年度で 6 円／m<sup>3</sup>）や物価の上昇で収支は影響を受けている。
- ・ 今後、人口減少や水需要の変化により有収水量・料金収入は減少する見通し
- ・ 一方、物価高騰等により、受水費や委託料などの維持管理費の増加が見込まれ、今後収益的収支は赤字となり、その赤字幅は増加する見通し



### (イ)老朽化・耐震化等の投資の増額の必要性和資本的収支の見通し

- ・老朽化更新については、更新が必要な管路・施設が増加
- ・耐震化は、能登半島地震の経験から、災害対策拠点、避難所等に対象を広げて実施
- ・加えて、工事単価の上昇により事業規模が拡大し資本的収支は悪化
- ・内部留保資金は減少し、令和10年度には資金不足となる見通し



(ウ) 令和9年～令和18年度の投資計画

◆老朽化対策（ストックマネジメント関連） 490億円 現状の投資水準 +195億円

- ・目標耐用年数に基づく、基幹管路および基幹施設・機器などの必要な老朽化対策

◆耐震対策 150億円 現状の投資水準 +50億円

- ・能登半島地震の教訓を踏まえ、大規模災害対策として、病院や避難所など重要施設につながる水道管路・施設の耐震化及び応急給水施設整備

◆広域化・共同化及び配水区域再編 90億円

◆他事業関連 95億円

◆その他 145億円

R9～R18年度の経営戦略期間における必要な老朽化対策、耐震対策等の投資は、上記総額970億円を計画しています。

## 必要改定率について

(公社) 日本水道協会「水道料金算定要領」に基づき総括原価方式による不足額の算定と料金改定水準

### 総括原価方式

- ①所要経費 : 施設の維持管理や減価償却費、支払利息等
  - ②資産維持費 : 将来の施設更新に必要な財源として加算する額
- 総括原価 (① + ②) を賄えるよう料金を算定する方式

### 料金改定算定

総括原価方式における料金不足額 (料金算定期間R 9 ~ R18年度)

③総括原価 : 151億円/年、④財源 (料金収入と繰入額) : 91億円/年

⑤不足額 : 60億円/年 (④ - ③)

(収支の赤字分23億円/年、資産維持費分37億円/年)

➡ 60億円/年 の料金不足を是正する料金改定的水準は 70% 相当

(例) 口径20mm、月20m<sup>3</sup>使用の料金 (税抜)

2,755円

+ 70%

4,683円

## 必要改定率について

①約70%の改定を一度に実施すると、市民負担が急激に増加。

以下の緩和策を実施し、料金算定期間を4年にすることで、必要改定率を40.2%に軽減する。

### 負担緩和策

- (ア) 投資計画の再精査によるR9～18年で事業費総額50億円の削減
- (イ) 企業債の追加発行（5億円／年）

### 料金 算定期間

将来見通しの不確実性を踏まえ、  
料金算定期間を 10年 → **4年に設定**（R9～R12を対象）

料金算定期間に合わせ、中長期の経営計画を4年ごとに見直す想定。

②市域が広大で、他市に比べて膨大な施設・管路を有する本市の特性から、耐震化事業等の投資財源不足に対して15億円／年を繰入  
これにより、必要改定率を22.3%とする。

※ 現在の試算では、料金算定4年（R9～R12）後の次期期間（R13～R18）について、18.1%の改定（累積改定率44.4%）を見込んでいる。

# 3 料金体系表の検討

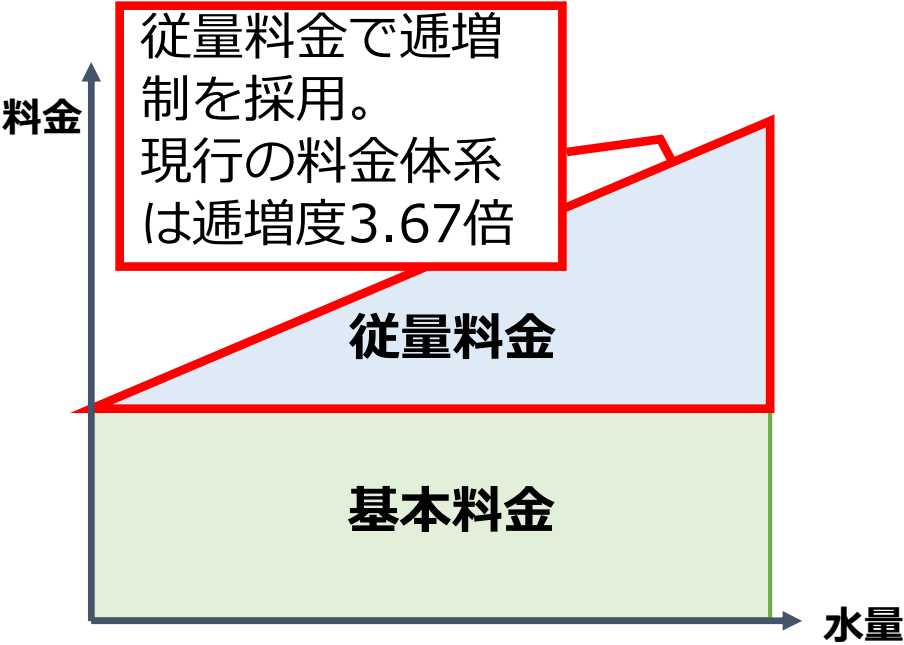
# 現行の料金体系 基本料金と従量料金に分けた二部料金制

## 基本料金

- ・ 使用水量の有無にかかわらず負担する料金
- ・ メーター設置費、料金徴収費用、管路・施設等の固定費
- ・ 大きい口径ほど一度に多くの水を使用するため、それを支える施設への負担も大きい。ゆえに、口径が大きいほど、基本料金も高い。
- ・ **口径ごとの利用実態に対応する負担**

## 従量料金

- ・ 使用水量に応じて単位水量当たりの価格により算定し負担する料金
- ・ 動力費、薬品費、県からの受水費等の変動費
- ・ **使用した水量分に応じて負担**



1 か月 税抜

| 基本料金  |         |
|-------|---------|
| 13mm  | 935     |
| 20mm  | 1,035   |
| 25mm  | 2,765   |
| 30mm  | 4,815   |
| 40mm  | 9,525   |
| 50mm  | 14,155  |
| 75mm  | 35,265  |
| 100mm | 70,775  |
| 150mm | 205,530 |

使用水量 (円/㎡)

| 0   | 21  | 41  | 61                   |
|-----|-----|-----|----------------------|
| 86  | 166 | 246 | 316 <b>逡増度 3.67倍</b> |
| 166 |     | 246 | 316                  |
| 246 |     |     | 316                  |
| 316 |     |     |                      |

口径が大きくなるほど金額も増加

# 現行の料金体系

- ・ 現行の料金体系の従量料金は、**逡増制**  
本市の水量料金は、水道の普及促進、多量使用の抑制等を目的として、使用水量が増加するほど料金は高くなる逡増制の料金  
逡増度は、3.67倍(=最高単価316／最小単価86)
- ・ 一方、基本料金は口径に応じた料金、口径が大きいほど高い料金

現在の料金表

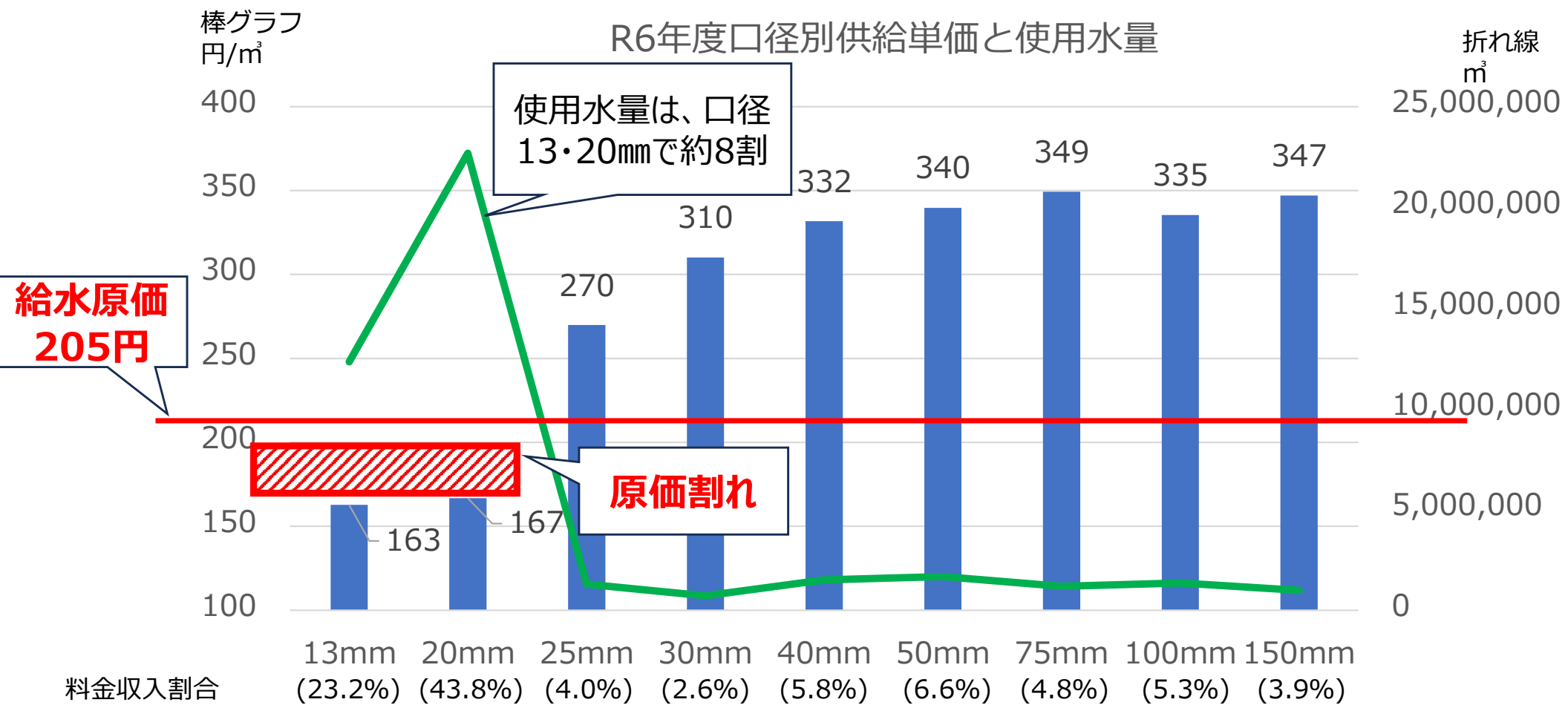
(1か月あたり、税抜き、単位 円)

| 基本料金    |         | 従量料金               |                     |                     |                     |
|---------|---------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 口径      | 料金      | 1~20m <sup>3</sup> | 21~40m <sup>3</sup> | 41~60m <sup>3</sup> | 61m <sup>3</sup> 以上 |
| 20mm以下※ | 1,035   | 86                 | 166                 | 246                 | 316                 |
| 25mm    | 2,765   |                    |                     |                     |                     |
| 30mm    | 4,815   | 166                |                     | 246                 | 316                 |
| 40mm    | 9,525   |                    |                     |                     |                     |
| 50mm    | 14,155  | 246                |                     |                     | 316                 |
| 75mm    | 35,265  |                    |                     |                     |                     |
| 100mm   | 70,775  | 316                |                     |                     |                     |
| 150mm   | 205,530 |                    |                     |                     |                     |

※口径13mmの基本料金は口径20mmの基本料金から100円を減じた額

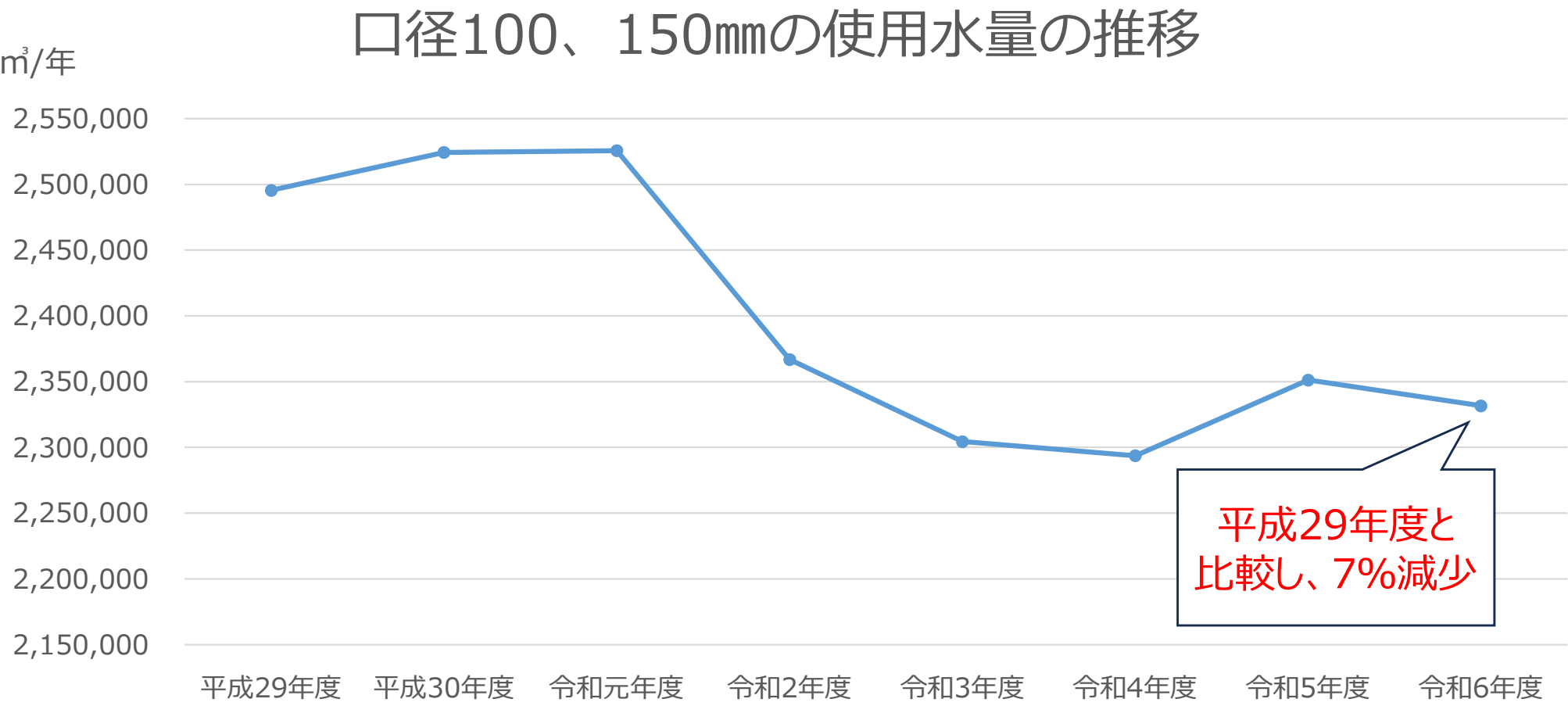
# 現行の料金体系の課題

(ア) 全使用者の97%の13mm20mm口径の料金収入は、収入全体の67%  
 この13mm20mm口径が原価未満の状況は、使用量が増えても収支赤字  
 の解消にはつながらない料金体系で、水道事業経営の安定性に欠ける。



# 現行の料金体系の課題

(イ) 従量料金収入の40%弱を占める大口使用者の水利用は減少傾向にある。  
逡増度の高い料金体系の元では、利用の抑制や地下水などへの転換の懸念があり、大口使用者の水需要の減少が水道事業の収益に及ぼす影響は大きい。

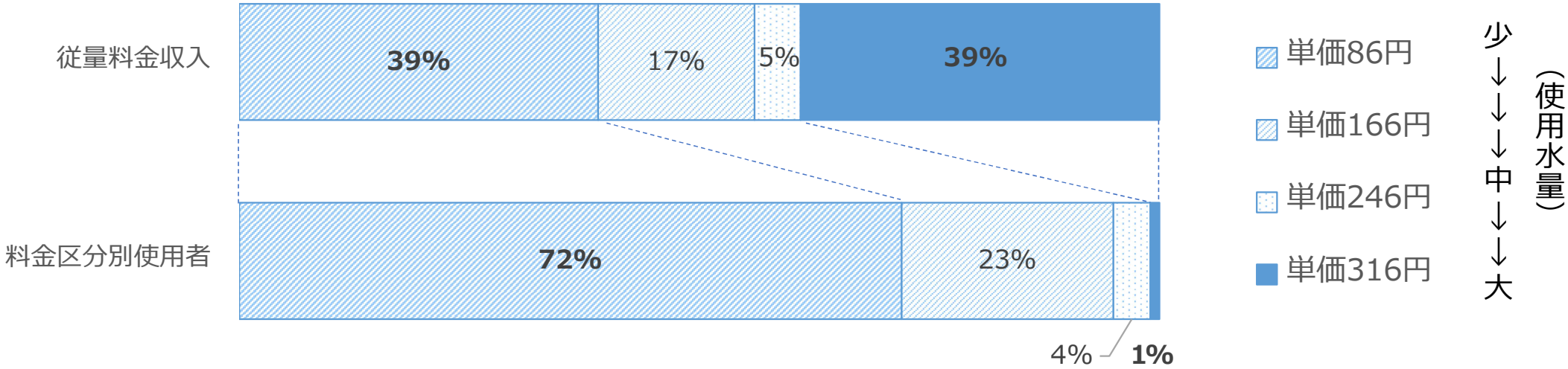


# 現行の料金体系の課題

(ウ) 単価86円区分の使用者が全体の72%で、その収入は全体の4割  
 一方、単価316円の使用者は同1%で、その収入が4割。大多数使用者の収入に比べ、少数の使用者への収入の依存が大きい状況。過度な料金負担の偏在は安定した水道経営にとって課題である。

## 大口使用者の従量料金収入の割合

単価ごとの使用者及びその収入額

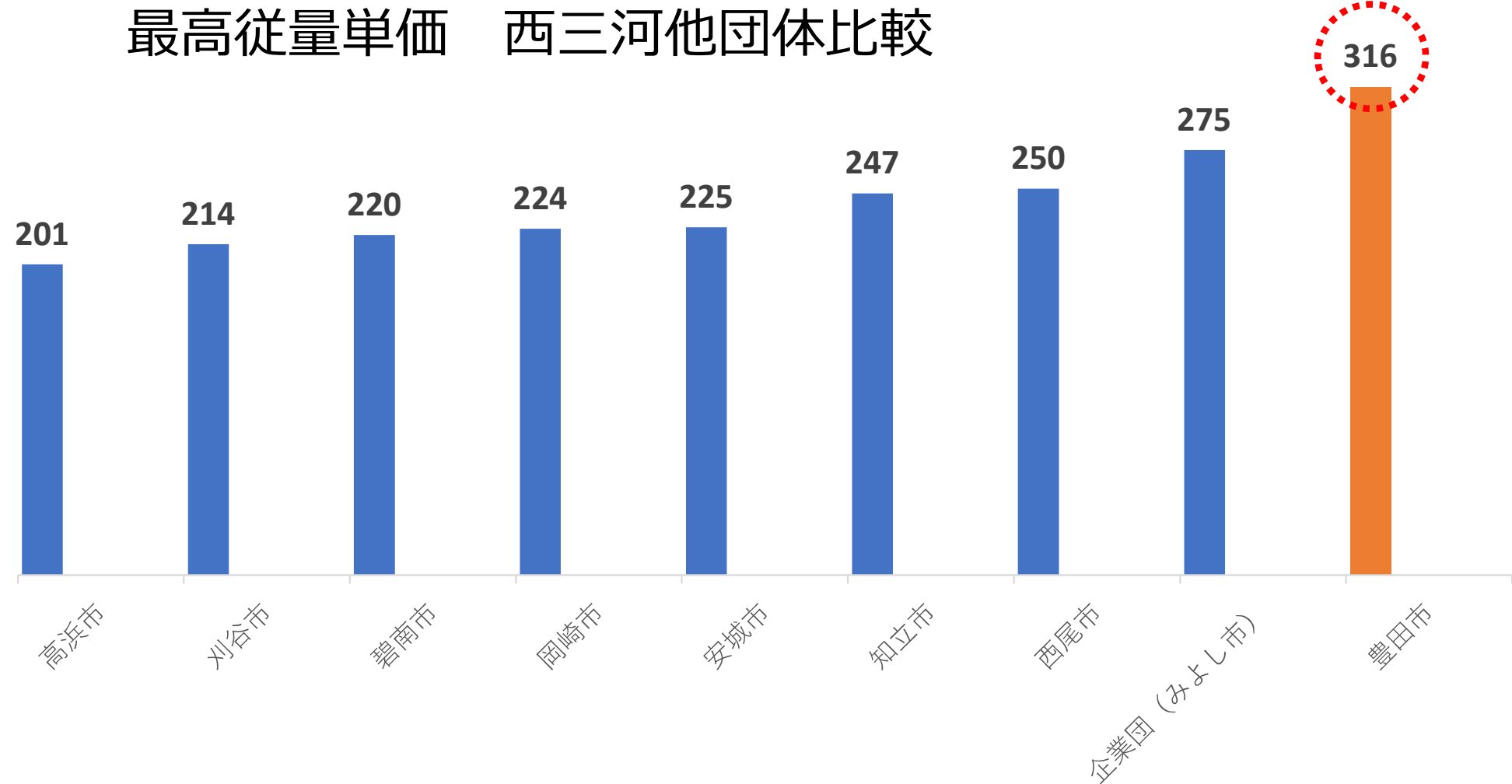


# 現行の料金体系の課題

(工) 従量料金の最高区分は他市比較で高い状況。隣接する刈谷市の1.47倍、岡崎市の1.41倍、安城市の1.4倍、知立市の1.27倍、企業団の1.14倍

(R8年8月時点 碧南市R9年2月改定加味)

最高従量単価 西三河他団体比較



## 現行の料金体系の課題を踏まえた新料金体系の考え

- (ア) 利用の大半を占める小口径使用者の料金が原価割れの状況にあり、現状、収支の赤字解消につながらない状況にある。受益者負担の原則のもとで、持続可能な水道事業運営の観点からは課題である。  
小口径使用者の料金が収益につながる構造への転換の必要性がある。
- (イ) 一方で、小口径使用者は主に一般家庭の利用で、現行の料金体系において、逦増制の料金体系により負担が軽減されている。国による物価高騰対策が行われる状況もあるなかでは、家庭の負担増に対して配慮する視点は必要
- (ウ) 大口使用者の水需要は減少傾向にもあり、その水需要の変動による影響度は大きく、逦増制の元での過度な料金負担の偏在は安定した水道経営にとって課題  
過度に負担を偏在させない料金体系が経営の安定性に寄与する。

# 新料金体系案の基本方針

- これまでの上下水道事業審議会でも公正妥当なものとして設定してきた現状の料金体系を基本とする。（体系の大幅な変更は、現行とは異なる負担の偏りが生じることとも現状を基本とする理由）
- 水道料金算定要領に基づいて算出した基本料金・従量料金割合（33：67）で、口径別の基本料金および従量料金を設定する。

現在の料金表 (1か月あたり、税抜き、単位 円)

| 基本料金    |         | 従量料金               |                     |                     |                     |
|---------|---------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 口径      | 料金      | 1～20m <sup>3</sup> | 21～40m <sup>3</sup> | 41～60m <sup>3</sup> | 61m <sup>3</sup> 以上 |
| 20mm以下※ | 1,035   | 86                 | 166                 | 246                 | 316                 |
| 25mm    | 2,765   |                    |                     |                     |                     |
| 30mm    | 4,815   | 166                |                     | 246                 | 316                 |
| 40mm    | 9,525   |                    |                     |                     |                     |
| 50mm    | 14,155  | 246                |                     |                     | 316                 |
| 75mm    | 35,265  |                    |                     |                     |                     |
| 100mm   | 70,775  | 316                |                     |                     |                     |
| 150mm   | 205,530 |                    |                     |                     |                     |

新料金体系案を検討

口径を維持

※口径13mmの基本料金は口径20mmの基本料金から100円を減じた額

新料金体系案を検討

## 考えられる料金体系案

### 案①

基本料金：定額

従量料金：定額

基本料金：全口径一律+332円

従量料金：全水量区画+25円

【特徴】

低い料金区分ほど改定による負担増が大きくなる・逓増度は緩和される

### 案②

基本料金：定率

従量料金：定額

(事務局案)

基本料金：全口径一律+28.4%

従量料金：全水量区画+25円

【特徴】

案①と比較し少量使用者の負担増を考慮・逓増度は緩和される

※「基本料金：定額・従量料金：定率」は、  
小口径への負担増に加えて逓増度は緩和されないため比較検討案から除外

### 参考提示

基本料金：定率

従量料金：定率

基本料金：全口径一律+29.0%

従量料金：全水量区画一律+17.8%

【特徴】

現行の口径差を維持・逓増度は緩和されない

# 案②(事務局案)で基本料金を定率改定にした理由

- 基本料金は、利用実態に応じて決まる負担
- 現行でも口径が大きくなるにつれて高くなっている。
- 現行の口径の料金格差を同率で増加させる定率改定は、**基本料金の趣旨と適合している**

定率改定  
+28.4%

## 手法による改定の変化の違い

(1か月あたり、税抜き、単位 円)

定額改定  
+332円

| 基本料金  | 現行      | 定率改定後   | 増加額    |
|-------|---------|---------|--------|
| 13mm  | 935     | 1,229   | 294    |
| 20mm  | 1,035   | 1,329   | 294    |
| 25mm  | 2,765   | 3,551   | 786    |
| 30mm  | 4,815   | 6,183   | 1,368  |
| 40mm  | 9,525   | 12,230  | 2,705  |
| 50mm  | 14,155  | 18,175  | 4,020  |
| 75mm  | 35,265  | 45,281  | 10,016 |
| 100mm | 70,775  | 90,875  | 20,100 |
| 150mm | 205,530 | 263,901 | 58,371 |

| 基本料金  | 現行      | 定額改定後   | 増加率  |
|-------|---------|---------|------|
| 13mm  | 935     | 1,267   | 35%  |
| 20mm  | 1,035   | 1,367   | 32%  |
| 25mm  | 2,765   | 3,097   | 12%  |
| 30mm  | 4,815   | 5,147   | 7%   |
| 40mm  | 9,525   | 9,857   | 3%   |
| 50mm  | 14,155  | 14,487  | 2%   |
| 75mm  | 35,265  | 35,597  | 1%   |
| 100mm | 70,775  | 71,107  | 0.5% |
| 150mm | 205,530 | 205,862 | 0.2% |

## 案②(事務局案)で従量料金料金を**定額改定**にした理由

- ・ 従量料金は、主に使用した分の**変動費**に係る料金負担額のため、利用の多寡・口径の大小と**料金価格差との関連性はない**。
- ・ 経営の安定性から、原価未満の単価区分および高額単価区分の見直しが必要
- ・ 定率改定は、最高単価の額をさらに高くし、近隣料金体系と差が顕著であり、高料単価区分の過度の依存の解消にならない。
- ・ 定額改定は、現行の区分格差を若干であるものの、解消できる。
- ・ 定額改定の結果として、逡増度が緩和する。
- ・ 一方で、改定後も低単価区分の負担を高単価区分が負担している構造は残る (**少量使用者への社会的配慮**ともいえる一方で、**今後とも残る経営的な課題**ともいえる。 )。

| 定額改定<br>+25円 |     |     |     |     | 手法による改定の変化の違い<br>(1か月あたり、税抜き、単位 円) |     |     |     |     | 定率改定<br>+17.8% |     |     |     |     |
|--------------|-----|-----|-----|-----|------------------------------------|-----|-----|-----|-----|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 現行単価         | 86  | 166 | 246 | 316 | 現行単価                               | 86  | 166 | 246 | 316 | 現行単価           | 86  | 166 | 246 | 316 |
| 定額改定後        | 111 | 191 | 271 | 341 | 定率改定後                              | 101 | 196 | 290 | 372 | 定率改定後          | 101 | 196 | 290 | 372 |
| 増加率          | 29% | 15% | 10% | 8%  | 増加額                                | 15  | 30  | 44  | 56  | 増加額            | 15  | 30  | 44  | 56  |

# 新料金体系表について(事務局案)

安全・安心な水を将来にわたって提供するため、その財源となる料金収入をより安定的に確保し、逡増度を緩やかに解消しつつ、少量使用者の負担も考慮される案②を提示します。

## 改定方法

- 基本料金：全口径一律+28.4% (定率改定)
- 従量料金：全水量区画+25円 (定額改定)

(1か月あたり、税抜き、単位 円)

| 基本料金    |                   | 従量料金               |                     |                     |                     |
|---------|-------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 口径      | 料金                | 1～20m <sup>3</sup> | 21～40m <sup>3</sup> | 41～60m <sup>3</sup> | 61m <sup>3</sup> 以上 |
| 20mm以下※ | 1,329 (1,035)     | 111<br>(86)        | 191<br>(166)        | 271<br>(246)        | 341<br>(316)        |
| 25mm    | 3,551 (2,765)     |                    |                     |                     |                     |
| 30mm    | 6,183 (4,815)     | 191<br>(166)       |                     | 271<br>(246)        | 341<br>(316)        |
| 40mm    | 12,230 (9,525)    |                    |                     |                     |                     |
| 50mm    | 18,175 (14,155)   | 271<br>(246)       |                     |                     | 341<br>(316)        |
| 75mm    | 45,281 (35,265)   |                    |                     |                     |                     |
| 100mm   | 90,875 (70,775)   | 341<br>(316)       |                     |                     |                     |
| 150mm   | 263,901 (205,530) |                    |                     |                     |                     |

※口径13mmの基本料金は口径20mmの基本料金から100円を減じた額

モデルケースにおける影響の比較

少量使用者配慮

1か月分（円：税抜）

|          |                      | 現行        | 案① 基本料金：定額<br>従量料金：定額 |                 | 案② 基本料金：定率<br>従量料金：定額<br>（事務局案） |                  |
|----------|----------------------|-----------|-----------------------|-----------------|---------------------------------|------------------|
| 口径<br>mm | 水量<br>m <sup>3</sup> | 料金        | 料金                    | 増減額<br>増減率      | 料金                              | 増減額<br>増減率       |
| 20       | 8                    | 1,723     | 2,255                 | +532<br>+31%    | 2,217                           | +494<br>+29%     |
| 20       | 20                   | 2,755     | 3,587                 | +832<br>+30%    | 3,549                           | +794<br>+29%     |
| 25       | 200                  | 56,965    | 62,297                | +5,332<br>+9%   | 62,751                          | +5,786<br>+10%   |
| 50       | 400                  | 136,355   | 146,687               | +10,332<br>+8%  | 150,375                         | +14,020<br>+10%  |
| 100      | 3,400                | 1,145,175 | 1,230,507             | +85,332<br>+7%  | 1,250,275                       | +105,100<br>+9%  |
| 150      | 6,300                | 2,196,330 | 2,354,162             | +157,832<br>+7% | 2,412,201                       | +215,871<br>+10% |